

## 平成 31 年度における廃炉等積立金の運用に関する計画

廃炉等積立金管理運用基本方針第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度における廃炉等積立金の運用に関する計画を次のとおり定める。

### 1. 廃炉等積立金の運用対象額

平成 31 年度における廃炉等積立金の運用対象額は、廃炉等積立金の額（以下「積立金額」という。）及び主務大臣に対して承認申請中の廃炉等積立金の取戻しに関する計画（以下「取戻し計画」という。）に基づき、平成 30 年 4 月 26 日に 270 億円、平成 30 年 12 月 28 日に 1,730 億円、平成 31 年 6 月末までに 240 億円、及び平成 31 年 12 月末までに 1,760 億円、の見込みである。なお、平成 31 年度に実施する廃炉等の実施に要する費用に充てる資金は、直ちに取り戻す必要があることから、運用対象としないこととする。

### 2. 運用環境の見通し

足下の金利については、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」等により、短期から長期金利の指標である 10 年物までの国債金利はマイナスで推移している。

平成 31 年度においても、日本銀行はこれまでの金融緩和政策を継続するとともに、欧米の中央銀行における金融政策も金利の上値が重いと予想されることから、当面の間、金利は上昇しない情勢にあるとみられる。

さらに、以下の点にも留意が必要であり、平成 31 年度の運用環境は極めて厳しい状況におかれるものと予想される。

- ① 現行の金融政策継続による金融機関収益への影響から、金融機関からの積極的な入札は見込めないこと
- ② 福島第一原子力発電所の廃炉は大きな不確実性を内在した事業であり、運用期間の長期化には制約があることを踏まえると、法令上運用対象として許容される債券の運用によりプラス利回りを確保することは相当に難しいと見込まれること

### 3. 運用計画

以上の見通しを踏まえ、平成31年度の廃炉等積立金の運用に当たっては、廃炉等積立金管理運用基本方針の原則に従い、以下のとおり計画する。

- ・ 元本の安全性確保を最優先する観点から、預金及び債券につき満期までの保有を原則とする。
- ・ 積立て及び取戻しに係る額及び時期等の不確実性に鑑み、流動性確保の観点から、運用期間は原則1年以内とし、運用期間が終了した場合は、本計画に定める運用計画により速やかに再度運用する。
- ・ 第1～4回までの積立分については、運用環境の見通しを踏まえ、原則大口定期預金又は譲渡性預金による運用とするが、運用対象額が多額であるため、市場動向等を十分見極めた上で機動的に対応する。
- ・ 入札不調等によりこの計画に沿った運用が困難な場合は、普通預金への預け入れの方法により運用する。

### 4. 計画の修正

平成31年度中に、積立金額及び取戻し計画に変更が生じたとき並びに金融情勢等の状況に鑑み、この計画に関し見直すことが適当と認められるときは、この計画を修正する。

以上